

海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について

大山町教育委員会

海外に在住する日本国籍のある学齢児童・生徒が本町に一時帰国した際、町内の小・中学校で一時的な学校生活の体験を希望する場合には、滞在先の校区の小・中学校と日程等の条件が合えば、体験入学をすることができます。

なお、体験入学は正式な就学ではありませんので、時期によっては学校の状況等によりお断りする場合があります。（入学式・卒業式や運動会・体育祭などの行事、修学旅行・宿泊学習や職場体験・遠足などの校外活動、テスト期間中、その他学校の業務繁忙期等）

1 体験入学対象者

海外に在住する日本国籍のある学齢児童・生徒で、一時帰国滞在先が大山町内であり、体験入学期間中、滞在先に保護者又は責任を持てる親族と一緒に滞在していること。

※帰国の際に転入届をし、住民記録台帳に登録された場合は体験入学ではなく編入学（学籍あり）となります。

※住民記録台帳に登録されているが、居住実態は海外であり海外の学校に学籍がある場合は、ご相談ください。別途「申出書」による届出の上、「体験入学申込書」をご記入いただきます。

2 体験入学期間

保護者との協議の上、原則1日～1カ月で校長が決定します。

行事、校外活動等は学校との相談の上、認められた場合は参加できます。

3 体験入学の受入れ校及び学年

原則、滞在中の居住地の校区による指定小・中学校及び年齢相当の学年となります。ただし、日本語の習得状況などにより、下学年の方が適当であると学校と保護者の間に同意があれば、この限りではありません。また、クラスは学校の指定するクラスになります。

4 教科書について

教科書の無償配付はありません。お持ちのものがあればご持参ください。お持ちでない場合は貸し出し可能な場合もございますので、ご相談ください。

なお、公益財団法人海外子女教育振興財団にて、海外在住者に向けた教科書の無償配布を行っております。ただし、本町で採用している教科書と異なる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。

5 学用品・教材費・給食費について

授業に必要な学用品、文具、上履き等、学校生活において必要なものは、必ず事前に学校に確認の上、保護者でご準備ください。

給食費（希望される場合）、教材費等は保護者負担となります。（負担なしの場合あり）
食物アレルギーのある場合は、事前にご相談ください。

6 登下校の方法、服装等については、事前に学校へご確認ください。

7 体験入学期間中の学校生活における事故やけが等について

体験入学期間中は、学校登下校を含め、お子さまの学校生活全般及びその際に生じた事故やけが等について、保護者の責任となります。

8 その他受入条件及び注意事項

- （１）大山町教育委員会の諸規則及び学校の校則を遵守し、指示に従ってください。
- （２）授業は日本語で行われますので、お子さまが日本語で意思疎通ができるよう、ご家庭でも事前にご指導ください。
- （３）保護者は、体験入学中のお子さまの状況を本人や学校からの情報により把握し、適切なフォローを行ってください。
- （４）学校生活において、何らかの配慮を必要とする場合は、必ず事前に学校にその旨を申し出てください。
- （５）お子さま及び保護者が学校の指示等に従わない場合、体験入学中に学校生活に適應できない場合、またはクラス運営に支障が生じた場合は、期間中であっても体験入学をお断りする場合があります。

< 体験入学開始までの流れについて >

- (1) 体験入学を希望する方は、体験入学開始希望日の1か月前までを目安に、下記の内容をメールに記載または、「体験入学申込書」をメールに添付の上、大山町教育委員会 幼児・学校教育課 (kyouiku@town.daisen.lg.jp) 宛に送信してください。電話での問い合わせも可能です。その場合は下記の内容を聞き取り致します。

- ① お子さまの氏名（ふりがな）・性別
- ② お子さまの生年月日、日本での該当学年
- ③ 保護者氏名・続柄・一時帰国中の連絡先
- ④ 一時帰国中（体験入学実施時）の滞在先及び住所
- ⑤ 体験入学を希望する学校名
- ⑥ 体験入学希望期間
- ⑦ 体験入学を希望する理由
- ⑧ 入国予定日
- ⑨ 在留国・都市・在籍校（海外現地校、日本人学校、日本語補習校等）
- ⑩ 教科書の有無（有の場合は教科書名の記載）
- ⑪ 食物アレルギーの有無（有の場合は食材の記載）
- ⑫ お子さまの母語
- ⑬ お子さまの日本語の習得状況

会話：日常会話ができる・不安がある・しゃべれない

ひらがな読み書き：両方可能・読み可能・書き可能・両方不可

カタカナ読み書き：両方可能・読み可能・書き可能・両方不可

漢字読み書き：両方可能・読み可能・書き可能・両方不可

- ⑭ 一時帰国中の転入手続（住民基本台帳登録）の有無

- (2) 問い合わせ内容をもとに、教育委員会と学校とで受入れについての協議をし、結果を教育委員会より保護者様宛にメールまたは電話にてお知らせします。

- (3) 受入れが可能である場合は、一時帰国後、登校日より前に教育委員会にお越しいただき、下記の提出をお願いいたします。

- ・ご本人（お子さま）のパスポート（入国確認のため、氏名と入国日の確認）
- ・保護者の本人確認書類（パスポート又は免許証又はマイナンバーカード等）
- ・「体験入学申込書」の提出がまだの場合は、記入をお願い致します。

- (4) 一時帰国後、登校日より前に学校に来校いただき、受け入れ校との事前の打ち合わせ（持ち物や登校方法等の確認）を行っていただきます。その際は、保護者のご本人（お子さま）の同席が望ましいので、日程に余裕を持っていただきますようお願いいたします。

大山町教育委員会事務局

幼児・学校教育課

〒698-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋2 6 3 番地 1

T E L : 0 8 5 9 - 5 4 - 5 2 1 1

F A X : 0 8 5 9 - 5 4 - 5 2 1 7

Mail : kyouiku@town.daisen.lg.jp